

◎新潟県選挙管理委員会告示第86号

令和5年4月23日執行の柏崎市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和5年8月4日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 天井 貞

## 裁 決 書

審査申立人	新潟県柏崎市大字新道 2756 番地 1 秋間 一英
	新潟県柏崎市大字新道 2736 番地 1 相崎 久之
	新潟県柏崎市大字新道 491 番地 1 長井 正美
審査申立人代理人	新潟県新潟市西区寺尾東 1-10-20 近藤正道法律事務所 弁護士 近藤 正道

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 206 条第 2 項の規定により、令和 5 年 5 月 22 日付けで提起された同年 4 月 23 日執行の柏崎市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、新潟県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

#### 審査の申立ての要旨及び理由

##### 1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、令和 5 年 5 月 2 日付けで柏崎市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、法第 206 条第 1 項の規定により、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会が同月 11 日付けでこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における三宮直人の当選の効力を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てをしたものである。

##### 2 審査の申立ての理由

その理由を審査申立書及び反論書の主張から要約すれば、おおよそ次のとおりである。

(1) 1 票差という過去に前例のない最小得票差にも関わらず、票の再点検及び再計算をしなかったことは、民主政治の根幹たる選挙に対する究極の軽視であり、行政の怠慢であり、市民の一票をないがしろにする行為である。

(2) 市委員会は原決定において、無効投票の中に申立人秋間一英（以下「秋間候補」という。）の有効投票とすべき票が複数あったという申立人の主張に対し、根拠がないとしているが、その判断の根拠は何ら示されていない。また、最下位当選者の三宮直人（以下「三宮候補」という。）の有効投票の中に、本来三宮候補の有効投票とすべきではない票が紛れ込んでいる可能性や、名字が「あ」で始まる候補者の有効投票の中に秋間候補の有効投票が紛れ込んでいる可能性がある。

票の再点検をせずに原決定を行ったは、その審理方法が理不尽であり、無謀であ

る。とりわけ、576 票に及ぶ無効投票の再点検は絶対に避けて通ることができない。

(3) 市委員会は原決定において、選挙立会人は市委員会の想定を大幅に上回る時間をかけて票の確認作業を行っていたとしているが、時間をかけていたのは若干名の選挙立会人であり、その他の選挙立会人は待ち時間が多くあったと聞いているため、市委員会主体で時間をかけて票の確認を行ったという表現は事実と異なる。

また、開票作業は約 4 時間弱であり、票の確認時間は、1 枚当たり約 0.4 秒となるが、票の束は指ではじく程度しか確認できず、選挙立会人の能力差や年齢差、照度を含めた確認作業環境などを加味した確認時間とはいえない。

(4) 1 票差という過去に前例のない最小得票差にも関わらず、読取分類機での分類を 1 回しか行わず、予備機があるにもかかわらず、これを使用し再確認しなかつたことは、開票作業を急ぐ市委員会の立場を優先し、市民の一票をないがしろにする行為である。市委員会は読取分類機の分類の正確性について、職員が目視で 1 枚 1 枚票の表裏をチェックし、記載内容を確認することで、担保しているとするが、そのチェックを行った証拠を示すべきである。

(5) 票の再点検や開票作業の手順書、チェック用紙等（以下、「手順書等」という。）の開示もないまま、申立人の主張について、異議申出理由とならない、又は事実無根であることから、これを認めることができないとする原決定は、理不尽極まりない。

(6) 票の点検なくして、申立人の主張に根拠がないとする裁定はありえないため、以下票について、申立人立ち会いのもと、当委員会が点検を行うべきである。

ア 全ての無効投票

イ 秋間候補の全ての有効投票

ウ 三宮候補の全ての有効投票

エ 「あ」で始まる秋間候補以外の候補者の全ての有効投票

(7) 上記点検の結果、秋間候補への有効投票が複数票加算されると、三宮候補の得票数を上回るため、三宮候補の当選は無効であり、代わりに秋間候補が当選者となるものである。

## 裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めて受理した後、市委員会からは弁明書及び関係資料を、申立人からは反論書の提出を受け、慎重かつ厳正に審理を行った。また、当委員会の職権に基づき、市委員会が保管する本件選挙に係る投票の一部の提出を受け、開披点検を行った。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成 4 年 12 月 17 日名古屋高等裁判所判決）とされている。

よって、申立人が主張する本件審査の申立ての理由が、当選の効力を争う原因となり得べき違法事由に該当するか否かについて次のように判断する。

### 1 審査の申立ての理由(1)について

(1) 市委員会から提出を受けた関係資料等によると、本件選挙における開票事務について、以下の事実が認められる。

開票事務は、令和 5 年 4 月 23 日午後 9 時 00 分から、柏崎市総合体育館メイン

アリーナにおいて、市委員会によって選任された選挙長、候補者からの届出による選挙立会人 10 名、事務従事者 158 名により開始された。選挙長及び選挙立会人は一連の開票事務を監視しうるように配置されており、また、一般人も開票事務を参観することが可能であり、全体を確認できる状態にあった。

開票事務の流れは、おおむね次のとおりであった。

ア 選挙立会人の立会いの下、全ての投票箱に鍵がかかっていることを確認した後、投票箱の鍵を開け、査票台に投票用紙を取り出し、混同させ、査票係が天地表裏をそろえた。

なお、全ての投票箱は、投票用紙を取り出した後、その中が空になったことを選挙長及び選挙立会人が確認し、開票が終了するまで、開票所内で保管していた。

イ 査票係において天地表裏をそろえた投票は、分類機係において読み取り分類機を用いて、各候補者別有効投票、白紙投票、識別不能投票、疑問投票及びあん分投票に分類し、識別不能投票及び疑問投票として分類した投票は、同様リジクト票点検担当が、各候補者別有効投票、無効投票及び疑問投票に分類した。

ウ 各候補者別有効投票として分類した投票は、計数係において機種の異なる 2 台の投票用紙計数機を用いて 2 回枚数を数えた後、100 票単位に結束し、点検係において他の候補者の投票や無効投票が混入していないか、1 枚ずつ、かつ欄外及び裏面も点検し、同様最終確認担当者が最終確認を行った後、選挙立会人 10 名及び選挙長に回付し、最終点検を受けた。点検係において他の候補者の有効投票、疑問投票及び無効投票と思われる投票を確認した場合、当該投票を抜き取り、所定のかごに入れ、残りの票束は、結束を解いて所定のかごに入れ、計数係に差し戻した。

エ 疑問投票、白紙投票、無効投票及びあん分投票として分類した投票は、審査係審査対象票集計担当が、投票用紙計数機を用いて枚数を数えた後、同様審査担当が、各候補者別有効投票、無効事由別無効投票及びあん分投票に分類し、投票用紙計数機を用いて 2 回、又は職員 2 名で交互に 2 回枚数を数えた後、分類別に結束し、選挙立会人 10 名及び選挙長に説明をした上で回付し、最終点検を受けた。回付の過程で、選挙立会人から差し戻された投票は、可否箋を付け、選挙立会人 10 名及び選挙長に再回付し、最終点検を受けた。

オ 全ての立会人による点検を受けた票束は、選挙長に回付し、選挙長が有効、無効を決定した。

カ 開票の結果は、投票総数 38,141 票、有効投票は 37,565 票、無効投票は 576 票であった。

以上のとおり、開票事務に係る一連の手続は適正に執行されたものと認めるのが相当である。

(2) 申立て人は、1 票差という過去に前例のない最小得票差にも関わらず、市委員会が票の再点検及び再計算をしなかったことは、民主政治の根幹たる選挙に対する究極の軽視であり、行政の怠慢であり、市民の一票をないがしろにする行為である旨主張する。

上記(1)のとおり、本件選挙の開票事務は適正に執行され、市委員会から提出された選挙録によると選挙長及び選挙立会人は選挙録の記載が真正であることを確認して署名したものと認められるが、本件審査の申立ての事実の有無について究明するため、開披点検を実施する。

## 2 審査の申立ての理由(2)について

申立人は、市委員会は原決定において、投票の効力の決定に誤りがあったとする申立人の主張には根拠がないとする判断の根拠を何ら示しておらず、また、三宮候補の有効投票の中に、本来三宮候補の有効投票とすべきではない票が紛れ込んでいる可能性や、名字が「あ」で始まる候補者の有効投票の中に秋間候補の有効投票が紛れ込んでいる可能性がある旨主張する。

上記1(1)のとおり、本件選挙の開票事務は適正に執行されたものと認められるが、本件審査の申立ての事実の有無について究明するため、開披点検を実施する。

### 3 審査の申立ての理由(3)について

申立人は、票の確認時間は1枚当たり約0.4秒であり、票の束は指ではなく程度しか確認できず、選挙立会人の能力差や年齢差、照度を含めた確認作業環境などを加味した確認時間とはいえない旨主張する。

この点、市委員会は弁明書において、10人の選挙立会人全員が見逃しや確認もれをしたとは考えづらく、秋間候補が推薦した方も含む全ての選挙立会人が全ての票を確認し、効力決定票に押印しており、開票結果も確認した上で、選挙録に署名していることから、その決定は適正なものであったとしている。

また、上記(1)のとおり、本件選挙の開票事務は適正に執行され、当該主張を裏付ける具体的な根拠や証拠等も示されていない。

したがって、当該主張は採用することができない。

### 4 審査の申立ての理由(4)について

申立人は、1票差という過去に前例のない最小得票差にも関わらず、読み取り分類機での分類を1回しか行わず、予備機を使用し再確認しなかったことは、開票作業を急ぐ市委員会の立場を優先し、市民の一票をないがしろにする行為である旨主張する。

この点、市委員会は弁明書において、開票作業において、読み取り分類機は、あくまでも補助的な役割を担うものと捉えており、読み取り分類機で読み取り不能と判断された投票や疑問投票は、分類機係の職員が記載内容を目視で慎重に確認の上、候補者名が確認できる完全有効投票、無効投票、疑問投票に分類し、完全有効投票以外の票は、審査係の職員が記載内容を目視で確認し、審査した上で、選挙立会人に回付しているため、予備機で再確認する必要性は認められず、票の分類から集計までの作業は、機械により自動的に行われるものではなく、開票作業に従事する市職員、選挙立会人及び選挙長と、何人もの目で確認されているものであるため、票の読み間違いの発生は起こり難いものであるとしている。

市委員会から提出を受けた関係資料によると本件選挙の開票事務は、読み取り分類機での分類後、複数の市職員、選挙立会人及び選挙長が確認を行っており、予備機を使用した票の再確認の必要性は認められない。

したがって、当該主張は採用することができない。

### 5 審査の申立ての理由(5)について

申立人は、票の再点検や手順書等の開示もないまま、申立人の主張について、異議申出理由とならない、又は事実無根であることから、これを認めることができないとする原決定は、理不尽極まりない旨主張する。

この点、市委員会は弁明書において、異議申出の理由がないと判断した以上、票の再点検や再確認を行う必要はなく、手順書等の開示については、異議申出書が提出されるより前に、市委員会事務局を訪れた秋間候補に対し、市委員会事務局長が

開票作業の流れについて説明しているところであり、その際、手順書等の開示を求めておらず、異議申出書にも手順書等の開示を求める記載はなかったとしている。

異議の申出の審理における投票の再点検や再確認については、異議申出人の申立てに応じ、又は自らの判断により、市委員会が自由に調査することができると考えられるが、その採否については、異議の申出に対する決定のために必要かどうか市委員会の判断により決定すべきものである。また、手順書等の開示がなかったことは事実であると認められるが、必ずしもこれを開示すべきものではなく、申立人が手順書等の開示を求め、市委員会がこれを拒否したという事実は認められない。

したがって、当該主張は採用することができない。

## 6 審査の申立ての理由(6)について

申立人は、票の点検なくして、申立人の主張に根拠がないとする裁定はありえないため、当委員会が点検を行うべきである旨主張する。

この点、市委員会は弁明書において、開票作業が適正に行われている以上、最小得票差であったことが票の再点検及び再計算を行う理由とはならない等の理由により、票の再点検及び再計算の必要性はないものとするが、本件審査の申立ての事実の有無について究明するため、開披点検を実施する。

## 7 開披点検

当委員会は、本件審査の申立ての事実の有無について究明するため、令和5年6月24日、職権に基づき、市委員会が保管する本件選挙に係る投票の開披点検を行った。

開披点検については、市委員会に対し立会いを求め、申立人及び関係者の参観を認め、これを実施した。

開披点検の対象は、秋間候補、三宮候補、阿部基候補、阿部とおる候補、相澤宗一候補（以下「相澤候補」という。）及び安久美与子候補（以下「安久候補」という。）の有効投票並びに阿部基候補及び阿部とおる候補にあん分された有効投票並びに無効投票とした。

開披点検の結果、当選の効力に異動を生じる虞があり当委員会の判断を要とした投票は、別記1及び別記2に示したとおりである。なお、別記1は三宮候補の有効投票の中から、別記2は秋間候補の有効投票の中からそれぞれ摘出したものであり、阿部基候補、阿部とおる候補、相澤候補及び安久候補の有効投票並びに阿部基候補及び阿部とおる候補にあん分された有効投票並びに無効投票の中には特に当委員会の判断を要する投票は認められなかった。

また、開披点検に際し、開披点検の対象とした投票の票数については、本件選挙における選挙録と一致していることを確認している。

## 8 投票の効力

投票の効力の決定に当たっては、法第67条において、「法第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定しており、選挙人の意思の判断に当たっては、「候補者制度を探る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもつて投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者名と一致しない投票であつても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきである。」（昭和31年2月3日最高裁判所判決）とされ

ている。

また、他事記載に関しては、法第 68 条第 1 項第 6 号において、「候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と規定しており、他事記載の投票を無効とする趣旨は、

「投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であつて、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤つて不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である。」（昭和 63 年 6 月 30 日仙台高等裁判所判決）とされている。

以上の観点から、別記 1 及び別記 2 の投票について、以下のとおりその効力を判断した。

なお、別記 1 の投票については、当委員会と選挙会の判断に相違はなかったが、以下のとおり当委員会の判断を示すこととする。

(1) 三宮候補の有効投票

ア 別記 1－1 から同 1－3 まで

これらの投票は、三宮候補の氏を記載し、名を「盲人」、「眞人」又は「盲人」と記載したものと認められ、これらは三宮候補の名に類似し、「直人」の誤記と認められ、他に類似する名の候補者はいないことから、三宮候補の有効投票と解すべきである。

イ 別記 1－4

この投票は、三宮候補の氏名を記載し、その右に「さんぐ」と記載したものと認められるが、これは第一字目及び第二字目にふり仮名を付そうとしたものと認めるのが相当であり、三宮候補の有効投票と解すべきである。

ウ 別記 1－5

この投票は、三宮候補の氏を記載し、その下に「さん」と記載したものと認められるが、これは、敬称の類いと認められることから、三宮候補の有効投票と解すべきである。

エ 別記 1－6

この投票は、三宮候補の氏名を記載し、氏と名の間に、「さん」と記載したものと認められるが、これは、「さんぐうさん」と書いた後、氏名を完全に表示すべきものと思い、その下に「なおと」と記載したものと認めるのが相当であり、氏と名の間の「さん」については、敬称の類いと認められることから、三宮候補の有効投票と解すべきである。

オ 別記 1－7 及び同 1－8

これらの投票は、「サング」又は「さんぐ」と記載したものと認められ、三宮候補に投票しようとして氏の一字を脱字したと認めるのが相当であり、他に類似する氏名の候補者はいないことから、三宮候補の有効投票と解すべきである。

カ 別記 1－9

この投票は、氏を「さんぐ」と記載し、三宮候補の名を記載したものと認められ、三宮候補に投票しようとして氏の一字を脱字したと認めるのが相当であり、三宮候補の有効投票と解すべきである。なお、「さんぐ」の左の記載及び三宮候補の名の上の記載は、候補者の氏を記載したもの及び候補者の名を記載しかけたものを抹消したものと認めるのが相当であり、有意の他事記載には當た

らない。

キ 別記 1－10

この投票は、稚拙な記載ではあるが、氏を「さんぐう」と記載し、三宮候補の名を記載したものと認められ、三宮候補に投票しようとしてひらがなで氏を記載する際、「く」に付すべき濁点の位置を誤ったものと認めるのが相当であり、三宮候補の有効投票と解すべきである。

ク 別記 1－11

この投票は、氏を「さんぐ」と記載し、三宮候補の名を記載したものと認められ、三宮候補に投票しようとして氏の一字を脱字したと認めるのが相当であり、三宮候補の有効投票と解すべきである。なお、「さ」の左上の記載は誤って不用意に記載されたものと認めるのが相当であり、有意の他事記載には当たらない。

ケ 別記 1－12

この投票は、投票用紙を逆に使用し、氏を「さんぐ」と記載し、三宮候補の名を記載したものと認められ、三宮候補に投票しようとして氏の一字を脱字したと認めるのが相当であり、三宮候補の有効投票と解すべきである。

コ 別記 1－13

この投票は、三宮候補の氏を記載し、名を「なをと」と記載したものと認められ、「なをと」は「なおと」と読むことができ、三宮候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、三宮候補の有効投票と解すべきである。

サ 別記 1－14

この投票は、氏を「さんぐ」と記載し、名を「なをと」と記載したものと認められ、三宮候補に投票しようとして氏の一字を脱字したと認めるのが相当であり、「なをと」は「なおと」と読むことができ、三宮候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、三宮候補の有効投票と解すべきである。

シ 別記 1－15

この投票は、投票用紙を横に使用し、「さんぐ」と記載したものと認められ、三宮候補に投票しようとして氏の一字を脱字したと認めるのが相当であり、他に類似する氏名の候補者はいないことから、三宮候補の有効投票と解すべきである。

ス 別記 1－16

この投票は、氏を「さんぐ」と記載し、三宮候補の名を記載したものと認められ、三宮候補に投票しようとして氏の一字を脱字したと認めるのが相当であり、三宮候補の有効投票と解すべきである。なお、「さんぐ」の上の記載は、候補者の氏名を記載しかけたものを抹消したものと認めるのが相当であり、有意の他事記載には当たらない。

(2) 秋間候補の有効投票

ア 別記 2－1

この投票は、氏を「秋<sup>角</sup>」と記載し、名を「かずひび」と記載したものと認められ、「秋<sup>角</sup>」は秋間候補の氏に類似し、「<sup>角</sup>」は「間」を省略したものと認められ、「かずひび」は秋間候補の名と全体として類似していることから、秋間候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

イ 別記 2－2

この投票は、秋間候補の氏を記載し、名を「かすひで」と記載したものと認められ、氏を仮名で記載しようとして「す」に付すべき濁点を誤って付さなかったものと認めるのが相当であり、秋間候補の有効投票と解すべきである。

ウ 別記 2－3

この投票は、氏を「私間」と記載し、秋間候補の名を記載したものと認められ、「私間」は秋間候補の氏に類似し、「秋間」の誤記と認められ、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

エ 別記 2－4

この投票は、明瞭な文字とは言い難いが、おおむね「あいざわ宗一」と読み取ることができ、相澤候補の氏名を記載したものと認められ、相澤候補の有効投票と解すべきである。

オ 別記 2－5 及び同 2－6

これらの投票は、「秋(向)」又は「秋(ゆ)」と記載し、「秋(向)」又は「秋(ゆ)」は秋間候補の氏に類似し、「(向)」又は「(ゆ)」は「間」を省略したものと認められ、他に類似する氏名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

カ 別記 2－7

この投票は、秋間候補の氏を記載し、名を「かつひで」と記載したものと認められ、「かつひで」は秋間候補の名と全体として類似していることから、秋間候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

キ 別記 2－8 から同 2－10

これらの投票は、氏を「秋(向)」、「秋(ゆ)」又は「秋(間)」と記載し、名を「かづひで」と記載したものと認められ、「秋(向)」、「秋(ゆ)」又は「秋(間)」は秋間候補の氏に類似し、「(向)」、「(ゆ)」又は「(間)」は「間」を省略したものと認められ、「かづひで」は「かずひで」と読むことができ、秋間候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

ク 別記 2－11

この投票は、氏を「秋間」と記載し、秋間候補の名を記載したものと認められ、「秋間」は秋間候補の氏に類似し、「秋間」の誤記と認められ、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。なお、秋間候補の名の上の記載は、候補者の名を記載しかけたものを抹消したものと認めるのが相当であり、有意の他事記載には当たらない。

ケ 別記 2－12

この投票は、氏を「秋(向)」と記載し、名を「かづひで」と記載したものと認められ、「秋(向)」は秋間候補の氏に類似し、「(向)」は「間」を省略したものと認められ、「かづひで」は「かずひで」と読むことができ、秋間候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

コ 別記 2－13

この投票は、投票用紙を逆に使用し、氏を「秋(向)」と記載し、名を「かづひで」と記載したものと認められ、「秋(向)」は秋間候補の氏に類似し、「(向)」は「間」を省略したものと認められ、「かづひで」は「かずひで」と読むことが

でき、秋間候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

サ 別記 2-14

この投票は、秋間候補の氏を記載し、名を「ひでかず」と記載したものと認められ、「ひで」と「かず」の順を誤って記載しているものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

シ 別記 2-15

この投票は、氏を「秋~~向~~」と記載し、名を「一秀」と記載したものと認められ、「秋~~向~~」は秋間候補の氏に類似し、「~~向~~」は「間」を省略したものと認められ、「一秀」は「かずひで」と読むことができ、秋間候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

ス 別記 2-16

この投票は、「あ~~キ~~ま」と記載したものと認められ、これは秋間候補の氏に類似し、「あ~~キ~~ま」の誤記と認められ、他に類似する氏名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

セ 別記 2-17

この投票は、氏を「秋~~向~~」と記載し、名を「英一」と記載したものと認められ、「秋~~向~~」は秋間候補の氏に類似し、「~~向~~」は「間」を省略したものと認められ、「英」と「一」の順を誤って記載しているものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

ソ 別記 2-18

この投票は、投票用紙を横に使用し、秋間候補の氏を記載し、名を「かずひこ」と記載したものと認められ、「かずひこ」は秋間候補及び星野幸彦候補（以下「星野候補」という。）の名と全体として類似しているが、秋間候補の氏と星野候補の氏は類似性がないため誤り難く、類似性のない秋間候補の氏を明記していることから、秋間候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、秋間候補の有効投票と解すべきである。

タ 別記 2-19

この投票は、秋間候補の氏を記載し、名を「ゆきひで」と記載したものと認められ、「ゆきひで」は秋間候補及び星野候補の名と全体として類似しているが、秋間候補の氏と星野候補の氏は類似性がないため誤り難く、類似性のない秋間候補の氏を明記していることから、秋間候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、秋間候補の有効投票と解すべきである。

チ 別記 2-20

この投票は、秋間候補の氏を記載し、名を「かずたか」と記載したものと認められ、「かずたか」は秋間候補及び佐藤和典候補（以下「佐藤候補」という。）の名と全体として類似しているが、秋間候補の氏と佐藤候補の氏は類似性がないため誤り難く、類似性のない秋間候補の氏を明記していることから、秋間候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、秋間候補の有効投票と解すべきである。

ツ 別記 2-21

この投票は、氏を「秋~~向~~」と記載し、名を「かづしげ」と記載したものと認められ、「秋~~向~~」は秋間候補の氏に類似し、「~~向~~」は「間」を省略したものと認められ、「かづしげ」は秋間候補の名と全体の音感において類似していることから、秋間候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

#### テ 別記 2-22

この投票は、氏を「秋~~向~~」と記載し、名を「かづひで」と記載したものと認められ、「秋~~向~~」は秋間候補の氏に類似し、「~~向~~」は「間」を省略したものと認められ、「かづひで」は「かずひで」と読むことができ、秋間候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。なお、「か」と「ひ」の間の記載は、候補者の名の記載を誤り、訂正のため抹消したものと認めるのが相当であり、有意の他事記載には当たらない。

#### ト 別記 2-23

この投票は、秋間候補の氏を記載し、その下に「さん」と記載したものと認められるが、これは、敬称の類いと認められることから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

#### ナ 別記 2-24

この投票は、氏を「秋問」と記載し、名を「かずひろ」と記載したものと認められ、「秋問」は秋間候補の氏に類似し、「秋間」の誤記と認められ、「かずひろ」は秋間候補の名と全体として類似していることから、秋間候補に投票しようとして名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。なお、「秋問」及び「かずひろ」の左の記載は、候補者の氏を記載しかけたものを抹消したもの及び候補者の名の記載を誤ったが、訂正のための抹消をし忘れたものと認めるのが相当であり、有意の他事記載には当たらない。

#### ニ 別記 2-25

この投票は、氏を「秋~~向~~」と記載し、名を「かすひさ」と記載したものと認められ、「秋~~向~~」は秋間候補の氏に類似し、「~~向~~」は「間」を省略したものと認められ、「かすひさ」は秋間候補の名と全体として類似していることから、秋間候補に投票しようとして「す」に付すべき濁点を誤って付さず、また、名の一部を誤記したものと認めるのが相当であり、他に類似する名の候補者はいないことから、秋間候補の有効投票と解すべきである。

以上の結果から、三宮候補の得票数は、選挙会の決定から異動はなく、1,087 票である一方、秋間候補の得票数は、選挙会で決定された 1,086 票から 1 票を減じ、1,085 票となり、三宮候補と秋間候補との得票差は 2 票であって、選挙会における当選人の決定に異動は生じない。

### 9 結論

以上のとおり、原決定を取り消し、本件選挙における三宮直人の当選の効力を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張は理由がない。

そのほか、申立人は縷々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

よって、当委員会は、法第 216 条第 2 項において準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和5年8月4日

新潟県選挙管理委員会  
委員長 天井 貞

教示

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

別記1（三宮直人の有効投票から抽出した投票）

番号	5	4	3	2	1	投票
	こう は しや し めい 候補者氏名	こう は しや し めい 候補者氏名	こう は しや し めい 候補者氏名	こう は しや し めい 候補者氏名	こう は しや し めい 候補者氏名	
	三 ん ぐ う 2 ん	三 ん ぐ う 直 じ 人 じん	三 ん ぐ う 直 じ 人 じん	三 ん ぐ う 直 じ 人 じん	三 ん ぐ う 直 じ 人 じん	三 ん ぐ う 直 じ 人 じん
	有 効	有 効	有 効	有 効	有 効	決市選 挙定会
	有 効	有 効	有 効	有 効	有 効	決当委 員定会

番号	10	9	8	7	6	投票
	こう は しや し めい 候補者氏名	こう は しや し めい 候補者氏名	こう は しや し めい 候補者氏名	こう は しや し めい 候補者氏名	こう は しや し めい 候補者氏名	
	三 ん ぐ う 直 じ 人 じん	三 ん ぐ う 直 じ 人 じん	三 ん ぐ う 直 じ 人 じん	サ ン グ ア	ヤ ン ぐ う さ ん な か	
	有 効	有 効	有 効	有 効	有 効	決市選 挙定会
	有 効	有 効	有 効	有 効	有 効	決当委 員定会

番号	11	12	13	14	15
投票	さんぐ直人	アサヒ	三宮 なまこと	さんぐひもと	アサヒ
決市選挙定会	有効	有効	有効	有効	有効
決当委員定会	有効	有効	有効	有効	有効

番号	16
投票	さんぐ直人
決市選挙定会	有効
決当委員定会	有効

別記2（秋間一英の有効投票から抽出した投票）

番号	1	2	3	4	5
投票	秋間 かづひで	さくまかすひで	私間 かすひで	アリイ かづひで	秋 かづひで
決市選挙定会	有効	有効	有効	有効	有効
決当委員定会	有効	有効	有効	有効	有効

番号	6	7	8	9	10
投票	秋間 かづひで	秋間 かづひで	秋 かづひで	秋 かづひで	秋 かづひで
決市選挙定会	有効	有効	有効	有効	有効
決当委員定会	有効	有効	有効	有効	有効

番号	11	12	13	14	15
投票	秋 問 かずひで	秋 肉 かづひで	秋 肉 かづひで	あきまさひで かず	秋 肉 かづひで
決市選挙定会	有効	有効	有効	有効	有効
決当委員定会	有効	有効	有効	有効	有効

番号	16	17	18	19	20
投票	秋 肉 かづひで	秋 肉 かづひで	秋 肉 かづひで	秋 肉 かづひで	秋 肉 かづひで
決市選挙定会	有効	有効	有効	有効	有効
決当委員定会	有効	有効	有効	有効	有効

番号	21	22	23	24	25
投票	かづしげ	かづひで	アキマさん	秋間かづひで	秋内かづひで
決市選舉定会	有効	有効	有効	有効	有効
決當委員定會	有効	有効	有効	有効	有効